

守口市すこやか幼児審議会の傍聴について

(1) 傍聴の受付

- ① 傍聴の受付時間は、会議の 30 分前から受付を行い、会議が始まるまでとします。
- ② 15 分前の時点で定員を超えたときは抽選とします。その時点で定員を超えていないときは受付順とします。
- ③ 傍聴の人数は、具体的な定員人数は定めず、会議ごとに会場の広さを考慮し、会長が定員を設定することとします。(市議会議員を除く。)

(2) 傍聴の手続き

- ① 傍聴を希望される方は、到着順に受付で傍聴人受付簿に住所、氏名を記載し事務局職員の指示に従い着席をお願いします。

(3) 傍聴席に入ることができない者

- ① 次の事項が認められる方は、会議を傍聴できません。
 - ア 酒気を帯びている方
 - イ 会議の妨害となり、又は危険のおそれがあると認められる器物を携帯している方
 - ウ その他、会長が傍聴を不相当と認めた方

(4) 傍聴人が守るべき事項

- ① 会議の傍聴に当たっては、次の事項を厳守してください。
 - ア 会議における言論において、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
 - イ 静粛を守り、決して会議を軽視するような行為をしないこと。
 - ウ 携帯電話をお持ちの方は、必ずマナーモードにするか電源を切ること。
 - エ 会議の撮影、録音を行わないこと。
 - オ 発言、私語等を行わないこと。
 - カ みだりに席を離れないこと。

(5) 退場

- ① 傍聴人の行為が会議の円滑な運営に支障を来たと認められるときは、会議の傍聴をお断りすることがあります。